

臨時福祉給付金の申請が始まります。



臨時福祉給付金の支給対象者は、平成27年1月1日（基準日）現在で住民基本台帳に記載されており、平成27年度分の住民税が課税されていない方です。（※住民税が課税されている方の扶養親族等となっている方や生活保護受給者は除きます。）
受給対象と思われる方には8月中旬に申請書を郵送させていただきます。

基準日以降に鏡野町に転入してこられた方は、転入前の住民登録のあった市町村へ申請方法や時期をお尋ねください。

DV被害などで他市町村から住民票を移さずに鏡野町に住んでいる方も、鏡野町で申請できる場合もありますのでご相談ください。

- **給付額** 対象者一人につき6千円
- **受付期間** 平成28年1月29日まで
- **支給開始** 10月から順次支給予定

今すぐ確認じゃ！
2つの給付金



お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 福祉係

電話 (0868)54-2986

FAX (0868)54-2981



国勢調査 2015



- 平成27年10月1日基準日で国勢調査が実施されます。
- 日本の実態を明らかにするための、**国の最も重要な統計調査**です。
日本に住んでいる**すべての人・世帯が対象**です。
- 今回の国勢調査から**インターネット回答ができるようになりました**！
パソコン、スマートフォンからでも回答していただけます。
- 調査員が皆さまのところに伺いましたら、**調査へのご協力よろしくお願いたします**。（9月初旬ごろから、皆様のお宅へお伺いします。）

国勢調査のお問い合わせ先 鏡野町まちづくり課 TEL:(0868)54-2982

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、役場または年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先 津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2363 鏡野町 住民税務課 年金係 電話(0868)54-2985